

生徒心得

石川県立加賀聖城高等学校

1 服装、態度

- (1) 登校、下校に着用する服装を、特別に指定しないが、加賀聖城高校の生徒であることを自覚し、服装に留意する。
- (2) 時間励行に努め、正当な理由のない限り無断で学校を欠席・遅刻・早退したり、無断で授業を欠席(欠課)してはならない。
- (3) 校内では規定のサンダルおよび体育館用シューズを履くこと。

2 諸願届

- (1) 諸願届は、すべて所定の用紙により学校長宛に、保護者連署捺印の上、すみやかにホーム担任に提出しなければならない。
- (2) 下記の場合には、願書、届出書を提出しなければならない。
 - ・自動車等免許の取得許可
 - ・自動車等の通学許可
 - ・アルバイト許可
 - ・欠席 ・遅刻 ・早退 ・外出 ・欠課 ・忌引
- (3) 忌引日数

(イ) 1 親等 (父母)	7 日以内
(ロ) 2 親等 (祖父母、兄弟姉妹)	3 日以内
(ハ) 3 親等 (曾祖父母、伯叔父母又はこれに準ずる者)	1 日
- (4) 旅行、合宿等をする場合は、事前に担当教諭を経て学校長の許可を受けること。

3 保健、清掃

- (1) 常に健康に留意し、身体に異常があるときはホーム担任または養護教諭に届け、応急処置を受けること。
- (2) 常時、校舎内外の清掃美化、整理整頓に留意すること。

4 所持品

- (1) 生徒は、学校生活に不必要なものを所持しないこと。
- (2) 所持品には必ず氏名を明記し、その保管に万全を期すこと。また、貴重品等は担当教諭等に預けることを勧める。
- (3) 金銭、物品の貸借をしてはならない。

5 校舎・校具

- (1) 常時、校舎校具を愛護すること。過って破損したり、また、破損場所を発見した場合は速やかに届け出ること。
- (2) 校具は許可なく使用したり、定位置を変更しないこと。使用後は必ずもとの位置に返すこと。
- (3) 故意又は重大な過失により損害を生じた時は、補償や処分の対象になる。

6 非常心得

- (1) 火災、地震その他変災時は、冷静、機敏に行動し、現場職員等の指示に従うこと。

7 交通心得

- (1) 交通法規を堅く守り、事故防止に真剣に取り組むこと。特に無免許、暴走運転は厳禁する。
- (2) 自動車等免許の取得については、学校長に届け出て許可を受けること。
- (3) 通学での自動車等の使用は、就業終了時間や授業終了時間を考慮して届け出ることにより許可する。
- (4) 携帯電話等を使用しながら、あるいは、イヤホン、ヘッドホン等を使用して音楽などを聴きながら車両等を運転しないこと。

8 補食給食

- (1) 補食給食は所定の時間、場所で正しく行うこと。

9 その他

- (1) 校地内での喫煙は、年齢に関わらず禁止とする。
- (2) 下校時間は、原則午後9時30分までとする。なお、職員等の指導による学習や特別活動等で下校時間を超える場合は、活動終了後速やかに帰宅する。